

件 名 職員の給与改定等について

1 2月定例会に提出する、飯能市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）、飯能市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）、飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）の改正内容については、以下のとおりです。

1 一般職職員の給与改定について

（1）概要

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定状況、埼玉県人事委員会勧告に基づく埼玉県職員の給与改定状況及び近隣市の職員の給与改定状況を勘案し、給料表の水準を引き上げるほか、期末・勤勉手当の年間支給割合を改めるとともに、住居手当の支給額を改定等するものです。

（2）内容

ア 月例給

給料表の水準を引き上げます。

行政職給料表	：	表上の改定率	0.08%	（実際の改定率	0.17%
医療職給料表(1)	：	//	0.08%	（	//
医療職給料表(2)	：	//	0.08%	（	//
技能労務職給料表	：	//	0.17%	（	//
企業職給料表(1)	：	//	0.08%	（	//
企業職給料表(2)	：	//	0.17%	（	//

イ 手当

（ア）住居手当

○ 賃貸住宅

支給の対象となる家賃の基準を7,000円引き上げ16,000円とし、住居手当の上限額を1,000円引き上げ28,000円とします。ただし、改定により従前の住居手当より2,000円を超える減額となる場合は、令和2年度に

限り、従前の住居手当から2,000円を控除した額を支給します。

○ 自ら所有し、居住する住宅

自ら所有し、居住する住宅に係る住居手当は、令和2年3月31日をもって廃止します。ただし、同日までに、現に住居手当の支給を受けている場合は、令和2年度に限り、月額3,000円を支給します。

(イ) 期末・勤勉手当

年間支給割合を0.05月分引き上げます。

○ 令和元年12月期の勤勉手当を0.05月分引き上げます。

(0.925月分→0.975月分)

○ 令和2年度以降の6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合を均等にします。

(各期0.95月分)

(3) 適用期日

上記(2)アの月例給については、平成31年4月1日とします。上記(2)イ(ア)の住居手当の改定については、令和2年4月1日とし、(2)イ(イ)の勤勉手当の引上げについては、令和元年12月1日とし、令和2年度以降の勤勉手当の支給割合均等化については、令和2年4月1日とします。

2 市議会議員の期末手当の支給割合の改定について

(1) 概要

一般職職員の期末・勤勉手当の改定状況等を考慮し、議員の期末手当の支給割合を年間で0.05月分引き上げるものです。

(2) 内容

期末手当の年間支給割合を現行4.45月から0.05月分引上げて4.5月にするため、令和元年12月期の期末手当の支給割合を現行2.225月から2.275月に引き上げます。

令和2年度から、6月期及び12月期の期末手当の支給割合を2.25月とします。

(3) 適用期日

令和元年12月1日とします。ただし、上記(2)内容のうち令和2年度の支給割合の改定については、令和2年4月1日とします。

3 市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合の改定について

(1) 概要

一般職職員の期末・勤勉手当の改定状況等を考慮し、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を年間で0.05月分引き上げるものです。

(2) 内容

期末手当の年間支給割合を現行4.45月から0.05月分引き上げて4.5月にするため、令和元年12月期の期末手当の支給割合を現行2.225月から2.275月に引き上げます。

令和2年度から、6月期及び12月期の期末手当の支給割合を2.25月とします。

(3) 適用期日

令和元年12月1日とします。ただし、上記(2)内容のうち令和2年度の支給割合の改定については、令和2年4月1日とします。

担当者	職員課長 金子
連絡先	Tel042-973-2111
	内線330